



特集  
1

# 委員会っておもしろそう。 どうやったら入れるの？

## 第11回 行政問題委員会 研修センター運営委員会

### 行政問題委員会

行政問題委員会 委員長 八木 正雄

#### 1. 委員会の活動内容

行政問題委員会は、行政分野についての当会会員弁護士知識の充実を図るとともに、行政争訟（行政不服審査及び行政訴訟）や行政（法）のあるべき姿・制度についての調査及び研究、そしてこれらを踏まえた地方公共団体への法務支援等を行っています。

これらの具体例としては、それぞれ以下のようなものがあります。

#### 2. 会員弁護士の知識の充実

まず、行政分野についての会員弁護士の知識を充実させるため、行政専門弁護士養成講座と題して、毎年2～3回のペースで、行政法の学者や実務家を講師にお招きして研修会を開催しています。また、税理士の有志あるいは地方公共団体職員の有志との勉強会を定期的に開催するなどして、互いの知識を深め研さんを図る機会を設けています。さらに、司法修習生向けに毎年秋に行われている選択型実務修習では、当委員会からもプログラムを提供し、当委員会委員による講義や地方公共団体の見学を通じて行政（法）の実務を体験する機会を設けています。

会員の皆様は、大学で行政法（行政作用法及び行政救済法）は一通り学んだという方も多いかと存じますが、地方公共団体の現場では、大学では深く扱われることの少ない地方自治法をはじめとする行政組織法の知識が求められることも少なくありません。また、租

税法については、分量が多い、難解であるとして敬遠される方も多くかと存じますが、実務上、租税事件は一定の件数があり、租税法に通暁した弁護士には相応のニーズがあります。当委員会は、行政作用法や行政救済法についてはもちろんですが、行政組織法や租税法についても会員の皆様により深く知っていただきたく、こうした分野の充実を図る活動を行っています。

#### 3. 行政争訟や行政（法）のあるべき姿・制度についての調査、研究

行政法規が紛争解決に際してどのように運用されているかを探るため、大阪地方裁判所の行政事件専門部（第2・第7民事部）とは定期的に懇談会を開催しており、行政事件の審理の傾向を把握するとともに、訴訟代理人としての立場から意見交換を行っています。また、最近判示された行政法に関する裁判例を毎月収集・検討し、これらをまとめて「行政訴訟ニュース」として随時会員向けに発行しています。

さらに、立法の局面における活動として、行政法令に関するパブリックコメントの募集があればこれに応じて意見書を作成し、弁護士会長名で発出していますし、それ以外でも立法の動きが見られるものについては随時意見書を作成・発出しており、これらを通じて行政争訟や行政（法）のあるべき姿・制度について提言を行っています。

## 4. 地方公共団体への法務支援

地方公共団体は、1999年（平成11年）に成立したいわゆる地方分権一括法以来、国の指示に従うだけでなく地方の実情に応じた柔軟な行政を行うことが求められています。しかし、地方公共団体では、独自の行政の基盤となる法的な知識や経験が不足していたり、専門家の支援を必要としていたりすることも少なくありません。

そこで、地方公共団体への法務支援として、各種研修講師の派遣、法曹有資格者の任期付き職員採用の支援、業務の支援（条例の制定、債権の管理・回収等）、各種審議会・委員会委員の推薦等、様々な活動を行っています。こうした活動は、単に弁護士の職域拡大というだけでなく、地方自治の現場へ行政法に通じた弁護士を派遣することにより、法治行政をより一層推し進めるといった積極的な意味合いも有しています。

こうした活動の中でも、近年特に熱心に取り組んでいるのが次の2つです。

### (1) 審理員及び行政不服審査会委員の養成・推薦

行政不服審査法が全面改正され、2016年（平成28年）4月から施行されていますが、その改正の目玉は、審理員及び行政不服審査会というそれぞれ第三者的な立場の者が不服審査にあたる制度が導入されたことでした。これらにはいずれも法的素養が必要とされるため、それらを務めることのできる弁護士へのニーズが高まっており、大阪府内の各地方公共団体からもこうした職務を行うことのできる会員への推薦依頼が当会に寄せられています。当委員会では、こうしたニーズに応じることのできる弁護士を養成する研修を実施し、研修受講者の名簿を整備し、その名簿登載者の中から地方公共団体への推薦を行うとともに、就任した審理員や行政不服審査会委員の活動をバックアップするため、定期的に意見交換会を開催しています。

### (2) 包括外部監査人（及びその補助者）候補者の養成・推薦

1990年代に各地の地方公共団体で公金の不正な使用が相次いで問題となったことから、再発防止策の1つとして、地方自治法の1997年（平成9年）改正

により包括外部監査制度が設けられ、各々の地方公共団体（現在は概ね都道府県、政令市及び中核市が対象です）が外部監査人と毎年度契約を結んで監査を行うこととなりました。この包括外部監査人となり得る者の1つとして弁護士が定められています。

一般に、監査といえば公認会計士をはじめとした会計の専門家が行う業務と思われるがちですが、監査にあたっては適法性の視点も不可欠であり、弁護士が備えている法的素養も監査の現場で大いに活用し得るものです。当委員会では、弁護士業務改革委員会及び行政連携センター運営委員会とともに（委員会横断型の部会として、自治体監査プロジェクトチームという名称で活動しています）、包括外部監査人やその補助者を養成するための研修の実施、研修受講者の名簿の整備、地方公共団体の包括外部監査人募集に応募する会員への支援等を行っており、また包括外部監査人の意見交換会も開催しています。

## 5. おわりに

行政事件に対する弁護士の関わり方としては、以前から主に国民・住民側に立つ原告代理人と、主に国・地方公共団体側に立つ被告代理人の2方向がありましたが、当委員会では、これら双方の立場からそれぞれ委員が集まり、互いの立場を超えて、より良い法治行政を目指した議論がなされているところに特色があります。普段の互いの業務の立場を超えて委員が結集する委員会はほかにもありますが、当委員会は20年以上も前からそうした取組を行っており、それが議論に厚みをもたらすことにもつながっていると考えます。

行政（法）分野は幅が広く、多くの会員の業務と関わっていますし、今後ますます住民・行政の双方にとって弁護士（会）の積極的な役割が期待されています。特に、新司法試験を受験された方々は、行政法の基礎的な知識はお持ちと存じますので、それを活かして委員会での議論にも関わっていただきたく、皆様の積極的な参加をお待ちしております。

【連絡先】 委員会部司法課 岡田  
電話：06-6364-1681 FAX：06-6364-7477  
e-mail：k-okada@osakaben.or.jp